

ID: 88

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名根拠条項	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第17条		
例規番号	平成7年条例第9号		
<p>【基準】 第17条の規定による。 (一般廃棄物の処理手数料) 第17条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、当該廃棄物を生じた占有者から別表第1及び別表第2に定める手数料を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第29条第1項		
例規番号	平成7年条例第9号		
<p>【基準】 第29条の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等) 第29条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業、法第7条第4項に規定する一般廃棄物処分業又は浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円</p> <p>(2) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 2,000円</p> <p>(3) 許可証の再交付を受けようとする者 2,000円</p> <p>2 既に納めた手数料は、返還しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 93

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	勧告従事命令		
例規名 根拠条項	真岡市空き缶等散乱防止条例 第9条		
例規番号	平成7年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (命令)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定により勧告した自動販売事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第4条第1項		
例規番号	昭和49年条例第47号		
<p>【基準】 第4条の規定による。 (使用の制限及び費用の負担等) 第4条 市長は、市営墓地の利用者に対し、その利用について制限若しくは条件を附し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 前項の規定により設備の設置その他の措置を行うことを命ぜられた者が、これを行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第5条第1項		
例規番号	昭和49年条例第47号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (使用の変更又は取消命令) 第5条 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消すことができる。 2 前項の規定により、使用についての内容の全部若しくは一部を変更し、又は取り消したときは、市長は、これに代わるべきものを提供し、若しくは相当額の補償をし、又は第14条第4項ただし書の規定を適用して、既納の使用料を還付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用権の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第10条第1項		
例規番号	昭和49年条例第47号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用権の取消)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する事由があった場合は、市長は、市営墓地の使用権を取り消すことができる。</p> <p>(1) 市営墓地を目的外に使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) 使用許可をした日から2年を経過しても使用又は施設をしないとき。</p> <p>(4) 法令又はこの条例に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により使用権を取り消された者は、直ちにその市営墓地を原状に復して、これを返還しなければならない。</p> <p>3 前項の義務者が、その措置を行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第14条第1項		
例規番号	昭和49年条例第47号		
【基準】			
第14条の規定による。 (使用料)			
第14条 市営墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に、当該市営墓地の種別に応じた使用料を納付しなければならない。			
2 前項の使用料の額は、次のとおりとする。			
	種別	使用料	
	第一種	73,000円	
	第二種	103,000円	
	第三種	233,000円	
	第四種	247,000円	
	第五種	279,000円	
3 第8条第2項の規定により、使用を許可されたものの使用料は、前項の額の100分の50に相当する額の金額を同項に定めた金額に加算した額とする。			
4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	管理手数料の徴収																				
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第15条第1項																				
例規番号	昭和49年条例第47号																				
<p>【基準】 第15条の規定による。 (管理手数料) 第15条 市営墓地の利用者は、清掃、その他墓地の共用施設の管理に要する経費として、次のとおり管理手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>1,240円</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>4,120円</td> </tr> <tr> <td>第四種</td> <td>1年につき1区画当たり</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>第五種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市長が特別の事由があると認めた者については、管理手数料を減免することができる。</p>				種別	単位	金額	第一種	1年につき1区画当たり	910円	第二種	1年につき1区画当たり	1,240円	第三種	1年につき1区画当たり	4,120円	第四種	1年につき1区画当たり	4,500円	第五種		
種別	単位	金額																			
第一種	1年につき1区画当たり	910円																			
第二種	1年につき1区画当たり	1,240円																			
第三種	1年につき1区画当たり	4,120円																			
第四種	1年につき1区画当たり	4,500円																			
第五種																					
備考																					
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日																		

ID: 106

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市営墓地条例 第18条		
例規番号	昭和49年条例第47号		
【基準】 第18条の規定による。 (罰則) 第18条 市営墓地内の土地、施設、設備若しくは樹木を故意に損傷し、又は許可なくして使用した者に対しては、1万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市有墓地使用条例 第5条第1項		
例規番号	昭和37年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用許可取消)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は使用許可を取り消しすることができる。</p> <p>(1) 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。</p> <p>(2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 前項により使用許可を取り消されたときは、直ちにその場所を原形に復して市長に返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	是正命令		
例規名 根拠条項	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例 第5条第2項		
例規番号	平成21年条例第7号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (完了届等) 第5条 第3条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、ペット霊園の設置に係る工事を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出事項が許可の基準に適合しているかどうかの確認を行い、許可の基準に適合していないと認めるときは、その是正を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例 第11条		
例規番号	平成21年条例第7号		
<p>【基準】 第11条の規定による。 (改善命令) 第11条 市長は、許可を受けた者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 115

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例 第12条		
例規番号	平成21年条例第7号		
<p>【基準】 第12条の規定による。 (許可の取消し) 第12条 市長は、ペット霊園が第4条各号に定める許可の基準に適合しないと認めるときは、許可を受けた者に対する当該許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	使用禁止命令		
例規名 根拠条項	真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例 第13条		
例規番号	平成21年条例第7号		
<p>【基準】 第13条の規定による。 (使用禁止命令) 第13条 市長は、前条の規定により許可を取り消された者及び無許可でペット霊園を設置した者に対し、その使用を禁ずる命令をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	真岡市空き地の適正管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成14年条例第26号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (措置命令) 第5条 市長は、前条の指導及び助言を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて雑草等及び廃棄物等の除去を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 第17条第1項		
例規番号	平成12年条例第18号		
【基準】	<p>第17条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第17条 市長は、第4条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第4条、第8条第1項又は第15条の2第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第4条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。</p> <p>(3) 第6条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条(第8条第5項及び第15条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(6) 第9条から第13条の2までの規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定により第4条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第6条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。</p> <p>(8) 次条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第4条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例 第18条		
例規番号	平成12年条例第18号		
【基準】	<p>第18条の規定による。 (措置命令)</p> <p>第18条 市長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするのを助けた者</p> <p>3 市長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第4条の許可を受けた者(第8条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、第4条又は第8条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市長は、第14条第3項、第15条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 第21条		
例規番号	平成12年条例第18号		
<p>【基準】 第21条の規定による。 (手数料) 第21条 第4条、第8条第1項又は第15条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第4条の許可の申請 1件につき 26,000円 (2) 第8条第1項の変更の許可の申請 1件につき 16,500円 (3) 第15条の2第1項の譲受けの許可の申請 1件につき 16,500円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	計画変更勧告の従事命令又は当該勧告に係る特定施設の使用の一時停止命令		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第34条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
<p>【基準】 第34条第2項の規定による。 (改善勧告等) 第34条 2 知事は、第29条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	第30条第1項、第31条及び第32条の規定に違反している者に対する勧告に従わない場合の措置命令		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第35条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
<p>【基準】 第35条第2項の規定による。 (勧告等) 第35条 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	改善勧告等に従わない場合の勧告従事命令		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第38条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
<p>【基準】 第38条第2項の規定による。 (改善勧告等) 第38条 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	県自然環境保全地域における優れた自然の保全のための行為の禁止及び制限並びに命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第17条第2項		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p>【基準】 第17条第2項の規定による。 (普通地区) 第17条 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県自然環境保全地域における優れた自然の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、その優れた自然の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	中止命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第18条第1項(第25条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p>【基準】 第18条第1項の規定による。 (中止命令等) 第18条 知事は、県自然環境保全地域における優れた自然の保全のために必要があると認めるときは、第15条第4項若しくは第16条第3項の規定に違反し、若しくは第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者、又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 市民生活部 環境課

処分の概要	県緑地環境保全地域における緑地環境の保全のための行為の禁止及び制限並びに命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第24条第2項		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p>【基準】 第24条第2項の規定による。 （県緑地環境保全地域における行為の届出等） 第24条 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県緑地環境保全地域における緑地環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、その緑地環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日